

標準霊きゅう運送約款の制定について

平成18年7月

国土交通省自動車交通局貨物課

1. 背景

貨物自動車運送事業法第10条第3項では、国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合において、事業者がこれと同一の運送約款を定める場合には、その約款については認可を受けたものとみなすこととされています。

現在、霊きゅう運送を行う事業者は、平成6年に国土交通省が示した約款例（モデル約款）によるなどして、地方運輸局の認可を受けているところですが、事業者の手続きの利便性の観点や、消費者に分かりやすく、安心して利用できる標準約款の必要性という観点から、標準霊きゅう運送約款の制定の要望がなされています。

これを受け、今回、標準霊きゅう運送約款の制定を行うことを予定しています。

2. 標準霊きゅう運送約款の概要

標準霊きゅう運送約款で規定する主な内容は、以下のとおりとする予定です。

- 標準霊きゅう運送約款を使用する事業者（以下「当該事業者」）は、受付日時を定め、営業所等の店頭に掲示することを規定する予定です。
- 当該事業者は、遺体の状況又は行政機関の命令その他正当な事由がある場合を除き、運送の依頼を受けた順序により、遺体の運送を行うことを規定する予定です。
- 当該事業者は、遺体の運送の申込みがあったときは、その遺体の性質を明告することを依頼人に求めることがあることを規定する予定です。
- 当該事業者が遺体の運送の引受けを拒絶することがある場合として、以下の場合を規定する予定です。
 - ・当該運送の依頼が、標準霊きゅう運送約款（以下「霊きゅう約款」）によらないものであるとき。
 - ・依頼人が霊きゅう約款に基づく必要な明告をせず、又は柩^{ひつぎ}等の改造等の要求に応じなかったとき。
 - ・当該運送に適する設備等がないとき。
 - ・当該運送に関し、依頼人から特別の負担を求められたとき。
 - ・当該運送が、法令又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
 - ・天災その他やむを得ない事由があるとき。
- 依頼人が当該事業者に明告しなければならない事項として、以下の事項を規定する予定です。
 - ・出発地及び到着地
 - ・運賃、料金等の支払いに関する事項
 - ・依頼人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号
 - ・その他遺体の運送に関し必要な事項

- 依頼人は、遺体の性質及び運送距離等に応じて、遺体を適切に運送できるように柩等に収納しなければならず、また、その遺体を収納する柩その他の設備の構造が運送に適さないと認められた場合には、当該事業者は、依頼人に対してその改造等を要求することがあることを規定する予定です。
- 当該事業者は、依頼を受けた遺体の運送について、付添人の同乗を要求することがあることを規定する予定です。
- 当該事業者は、依頼人の利益を害しない限り、引き受けた遺体を他の運送機関と連絡して、又は霊きゅう自動車を使用する他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあることを規定する予定です。
- 遺体の搬出又は搬入は、当該事業者の責任において行うことを規定する予定です。
- 当該事業者は、明告された出発地において依頼人等から遺体を受け取るとともに、明告された到着地において依頼人等に遺体を引き渡すことを規定する予定です。
- 依頼人は、当該事業者に対して、遺体の運送の中止その他の運送内容の変更につき指図をすることができること、この権利は、遺体が到着地に到着した後に、依頼人がその引渡しを請求したときは消滅すること、この指図に従って行う運送内容の変更に伴い生じた費用は依頼人の負担とすることを規定する予定です。また、当該事業者は運送上の支障が生じるおそれがあると認める場合には、指図に応じないことがあり、そのときは遅滞なく、依頼人に通知することを規定する予定です。
- 当該事業者は、遺体の著しい損傷その他の損害を発見したとき、当初の運送経路若しくは運送方法によることができなくなったとき又は相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないときには、遅滞なく、依頼人に対して、相当の期間を定め、対応につき指図を求めることを規定する予定です。また、この指図を待ついとまのないとき又は当該事業者の定めた期間内にこの指図がないときは、依頼人の利益のために、当該事業者の裁量によって、当該遺体の運送の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な対応をすることがあり、この場合には遅滞なく、依頼人に通知することを規定する予定です。さらに、当該事業者は、運送上の支障が生ずると認める場合には、依頼人の指図に応じないことがあり、この場合には遅滞なく、依頼人に通知することを規定する予定です。
- 当該事業者は、引き受けた運送に対して、国土交通大臣に届け出るべき運賃及び料金を収受すること、この運賃及び料金は、営業所等の店頭に掲示すること、また、収受した運賃及び料金の割戻しはしないことを規定する予定です。
- 当該事業者は、遺体の運送を引き受ける前に、遺体の運送及び附帯業務に要する運賃又は料金について、項目ごとに試算を行い、依頼人に提示し、これについて依頼人が書面による提示を求めた場合は、これに応じることを規定する予定です。

- 当該事業者は、原則として、遺体を受け取る時まで、依頼人から運賃、料金等を收受すること、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後に依頼人に対して、その過不足を払い戻し、又は追徴することを規定する予定です。
- 当該事業者は、遺体の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当該事業者の責めに帰すべき事由により滅失したときは、その運賃、料金等を請求しないこと、この場合において、当該事業者が、既に運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻すことを規定する予定です。また、遺体の全部又は一部がその性質又は依頼人の責めに帰すべき事由によって滅失したときは、当該事業者は運賃、料金等の全額を收受することを規定する予定です。
- 当該事業者は、依頼人の指図により対応をしたときは、その対応に応じて、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受すること、既にその運送について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合においては、不足があるときは依頼人にその支払いを請求し、余剰があるときはこれを依頼人に払い戻すことを規定する予定です。
- 当該事業者は、依頼人からの運送の中止の指図に応じた場合には、依頼人の責めに帰することのできない事由によるものを除いて、中止手数料を請求することがあること、また、依頼人が、遺体の搬入の行われるべきであった日の前日までに運送の中止の指図をしたときは、この限りではないことを規定する予定です。さらに、この中止手数料は、当該事業者が提示した運賃及び料金のうち、基本額並びに乗車定員加算額及び特殊仕様車料金の合算額の五割とすることを規定する予定です。
- 当該事業者の、遺体の滅失、損傷又は運送の遅延についての責任は、遺体を依頼人から受け取ったときから始まることを規定する予定です。
- 当該事業者は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が遺体の受取、引渡し、保管及び運送に関して注意を怠らなかったことを証明しない限り、遺体の滅失、損傷又は運送の遅延について損害賠償の責任を負うことを規定する予定です。
- 当該事業者は、霊きゅう約款に基づく依頼人の明告が不実であったために生じた損害については、その責任を負わず、これにより当該事業者が損害を被ったときは、依頼人はその損害を賠償しなければならないことを規定する予定です。
- 当該事業者が、遺体の滅失、損傷又は運送の遅延その他の損害について損害賠償の責任を負わない事由として、以下の事由を規定する予定です。
 - ・当該遺体の性質その他これに起因する事由
 - ・ストライキ若しくはサボタージュ、社会的騒擾その他の事変
 - ・予見できない異常な交通の障害
 - ・不可抗力による火災
 - ・地震、津波、洪水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
 - ・法令若しくは公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

・依頼人の故意又は過失

- 遺体の一部滅失、損傷又は運送の遅延についての当該事業者の責任は、依頼人が留保しないで遺体を受け取ったときは、当該事業者がその損害を知りつつ遺体を引き渡した場合を除き消滅することを規定する予定です。
- 遺体に全部若しくは一部滅失又は損傷があった場合の損害賠償の額については、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定することとし、遺体の運送が遅延した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とすることを規定する予定です。また、これにかかわらず、当該事業者の故意又は重大な過失によって遺体の滅失、損傷又は運送の遅延を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償することを規定する予定です。
- 当該事業者の責任は、依頼人が遺体を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅し、この期間は、遺体の全部滅失の場合においては、その遺体の引渡しを行うべきであった日からこれを起算することを規定する予定です。また、これらは、当該事業者がその損害を知りつつ依頼人等に告げなかった場合には、適用しないことを規定する予定です。
- 当該事業者が、霊きゅう自動車を使用する他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この運送約款により当該事業者が負うことを規定する予定です。
- 当該事業者は、連絡運輸にかかわる遺体の運送を引き受け、かつ、最初の運送を行う場合には、遺体を受け取る時まで、全運送についての運賃、料金等を収受すること、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後依頼人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴することを規定する予定です。また、全運送について運賃、料金等を、最後の運送を行った運送事業者が遺体を引き渡す時まで、依頼人から収受することを認めることがあることを規定する予定です。
- 連絡運輸の場合には、当該事業者より後に運送を行う運送事業者は、当該事業者に代わってその権利を行使することを規定する予定です。
- 連絡運輸の場合には、当該事業者は、遺体の滅失、損傷又は運送の遅延について、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負うことを規定する予定です。
- 連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送については、その事業者の運送約款等に定めるところによることを規定する予定です。また、遺体の滅失、損傷又は運送の遅延による損害が生じた場合であって、かつ、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求については、霊きゅう約款の定めるところによることを規定する予定です。
- 連絡運輸の場合の遺体の滅失、損傷又は運送の遅延についての損害賠償については、その請求を受けた運送事業者が、公平な第三者の鑑定又は評価により決定した額を支払う

ことを規定する予定です。

○連絡運輸の場合における、遺体の一部滅失、損傷又は運送の遅延についての責任に係る依頼人の留保は、その運送を行った運送事業者のいずれに対しても行うことができることを規定する予定です。

○当該事業者は、附帯業務を引き受けた場合には、実際に要した費用を依頼人にその都度説明した上で収受することを規定する予定です。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布・施行 8月末